

文京区高齢者等住宅修築資金助成

高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事に助成金を交付します。

注) 予算の上限に達し次第終了となります。

助成金の交付申請要件

- (1) 高齢者(65歳以上の方)又は心身障害者がいる世帯に属する者であること。
(介護保険の認定がある場合は、介護保険課の住宅改修助成が優先となります。)
- (2) 工事着工前の申込みであること。
- (3) 区内の自己又は親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること。
- (4) 住民税を滞納していないこと。
- (5) 過去10年間にこの助成金の交付を受けたことがない住宅であること。
- (6) 過去10年間に居宅介護住宅改修等(介護保険法に基づくもの)、高齢者住宅設備等改造事業及び身体障害者(児)住宅設備改善給付事業を利用したことがない住宅であること。

助成金の交付対象となる工事

- (1) 住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの
ア 手すりの取付け
イ 段差の解消(スロープ設置工事及び畳からフローリングへの変更工事を含む。)
ウ 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更
エ 車椅子対応洗面台への取替え
オ 引き戸等への扉の取替え
カ 和式から洋式への便器の取替え(車椅子対応便器への取替えを含む。)
キ その他これらの工事に附帯して必要となる工事
※老朽化、故障、新設及び移設等には利用できません。
- (2) 浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事
- (3) 災害により、被災した住宅の修復工事(建替え工事を除く・要り災後60日以内のり災証明書)

助成金額

税抜き工事費の10% (1,000円未満切捨て・上限20万円)

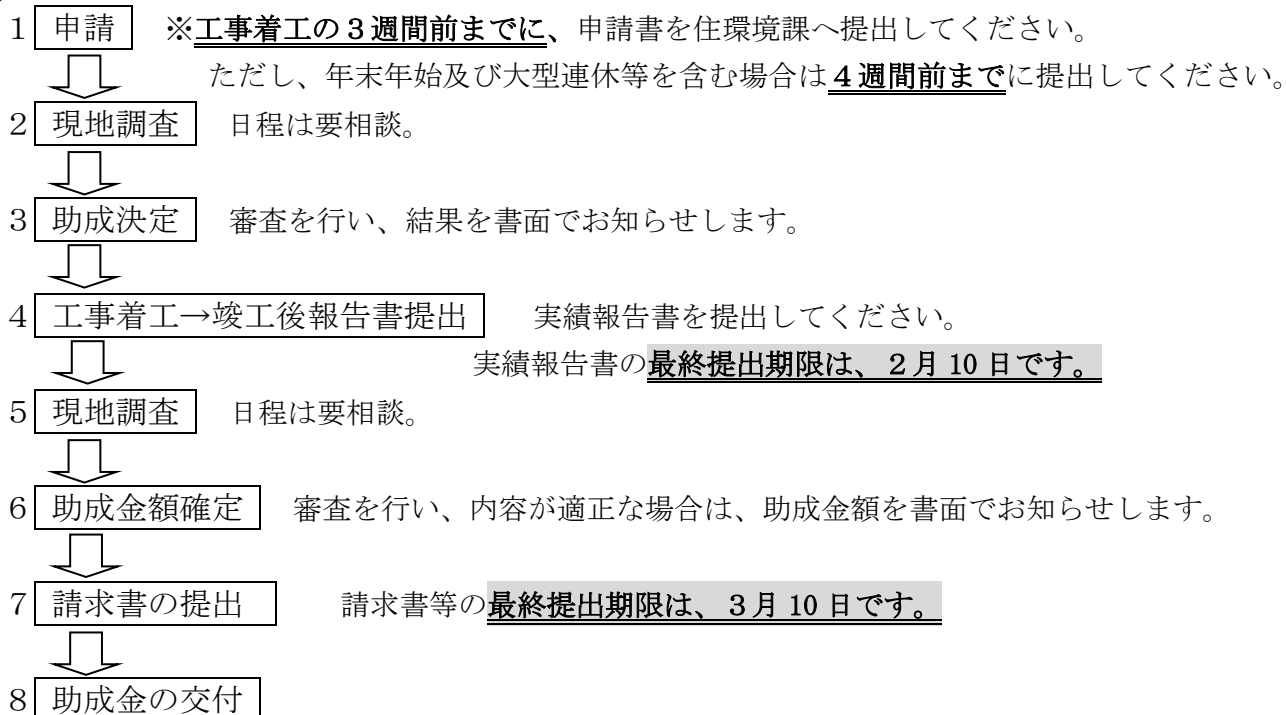
【お問い合わせ先】 ☎112-8555

文京区春日1-16-21 (文京シビックセンター18階北側)
文京区役所 都市計画部 住環境課 管理担当
TEL 5803-1374 (ダイヤルイン)
FAX 5803-1376



区HP

申請等の流れ



申請時に必要な書類

- (1) 助成申請書
- (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者の前年度(4月～6月に申請する場合は前々年度)の住民税納税証明書(発行後3月以内のもの)
- (4) 工事見積書の写し及び設計図の写し
- (5) 建物の登記事項証明書(発行後3月以内のもの)
- (6) 土地の登記事項証明書(対象工事に住宅外に係るものを含む場合に、発行後3月以内のもの)
- (7) (1)～(6)のほか、工事内容等により必要な書類
 - ア. 心身障害者を含む世帯は、心身障害者であることを証明する書類
 - イ. 建物が共有名義の場合にあつては、申請者以外の所有者全員の工事承諾書
 - ウ. 土地が共有名義の場合にあつては、申請者以外の所有者全員の工事承諾書
(対象工事に住宅外に係るものを含む場合に限る。)
 - エ. 親族が所有する住宅の場合は、住宅を所有する親族との親族関係を証明する書類
 - オ. 災害により、被災した住宅の修復工事の場合は、被災証明書(被災後60日以内のもの)
- (8) その他、区長が必要と認めた書類



次のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがあります。

- 虚偽その他不正な手段により助成決定を受けたとき。
- 工事完了検査の結果、不適合と認められたとき。
- 助成金の交付前に他人に譲渡、転貸又は住宅以外の用途に供したとき。
- 工事内容の変更等に際し、変更届の提出がないとき。
- 提出された変更届を審査した結果、要件等が認められないとき。